公共施設等運営権登録令の一部を改正する政令案について

令　和　４　年　１　０　月
内閣府民間資金等活用事業推進室

１．背景

令和３年４月に公布された民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第24号。以下「改正法」という。）では、所有者不明土地の発生を防止し、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の円滑化を図るため、民法（明治29年法律第89号）や不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「登記法」という。）等について改正が行われた。

公共施設等運営権には登録制度が設けられており、登録の手続等は公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号。以下「登録令」という。）において定められている。

改正法の施行に伴い、登録令について所要の改正を行うこととする。

２．政令案の概要

改正法による登記法の一部改正に伴い、買戻しの特約に係る登録の抹消について、負担の少ない調査方法で公示催告の申立てを可能とするとともに、解散した法人の抵当権や買戻しの特約に関する登録の抹消について、登録の抹消の申請をすることができる者の特例を定める等、所要の改正を行う。

また、改正法による民法の一部改正に伴い、登録令で引用する民法の条に条ずれが生じていることから、所要の改正を行う。

３．今後のスケジュール（予定）

公布：　令和４年１２月中
施行：　令和５年４月１日